

2024年2月1日  
石川県トライアスロン協会  
技術審判委員会

## 延期・(社)日本トライアスロン連合第2種・第3種公認審判員更新講習会

このたびの2024年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により被災されたみなさまには、心からお見舞い申し上げます。

当協会では、競技ルールの知識を深め大会の安全な運営につながるよう審判資格の取得を推奨し、多くの方に審判員として大会運営のご協力頂けるように、(社)日本トライアスロン連合第2種・第3種公認審判員更新講習会を金沢会場、珠洲会場共に2024年2月18日(日)に開催する予定でしたが、能登半島地震の影響により延期とさせて頂き開催日は未定とさせていただきます。

何らかの理由により中止する場合は審判制度に基づく代替措置は以下の通り。

石川県トライアスロン協会 JTU 公認審判資格制度(抜粋)

### 1) 更新の基本

a) 4年に一度以上の更新講習会参加により更新を受ける。(但し、講習会受講次年度から4年とする)

b) 協会は講習会を主催し、県協会理事会に諮り協会に所属する受講者を認定する。また、他のJTU加盟団体の講習会を受講する場合、受講者は事前に協会に連絡(次年度承認に問題が無いか確認)を行い、協会は受講後にレポートの提出を求めることができる。

c) 更新年度のJTUフォーラム、コーチングシンポジウム、指導者認定講習会などを、更新講習会参加に代えることができる。この場合、受講を証明する書類を協会に提出する。

d) やむを得ず更新講習会に参加できない場合は、協会が指示する内容のレポート提出により更新講習会参加に代えることができる。

e) 講習会要項を公示(ウェブサイトなど)する。

以上